

公益財団法人日本体操協会 役員選考委員会及び会長推挙委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本体操協会(以下、「本会」という)定款第6章第28条の規定に基づき、本会の役員の選任方法に基いて設置された役員選考委員会と会長推挙委員会の運営に関することを定める。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するため、理事会にそれぞれの委員会の委員候補者を提案し、その承認後、役員選考委員会及び会長推挙委員会を設置する。

2 役員選考委員会は、この法人の理事、監事(以下「役員」という。)を選任し、評議員会に提案をする。また、本細則第2条で設置された委員会を除く各委員会委員長候補者を選出し、理事会に提案する。

3 会長推挙委員会は、次期会長候補者の選出を検討し、役員選考委員会に提案することを任務とする。

4 両委員会の委員は次に該当する者の中から選任する。

(1)理事会にて認めた者

(2)理事会及び評議員会から推薦された者

(委員会委員)

第3条 役員選考委員会は、会長を含む理事と外部、有識者数名で構成する。

2 役員選考委員会及び会長推挙委員会の委員長は、会長もしくは会長が任命したものとす
る。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 決議は、委員会委員の3分の2以上の出席をもって行う。

3 議決は多数決により決定する。

(役員名簿等)

第5条 役員選考委員会はすべての役員並びに本細則第2条で設置された委員会を除く各委員会委員長に選任後、速やかにその名簿を作成するものとする。

(本細則の変更)

第6条 本細則は理事会の決議により変更することができる。

附 則 本細則は、令和3年7月1日より施行する。